

山形県

特定健診受診率向上事業

受診率向上に向けた

全県一体の取り組み説明会

山形県における健診受診率向上に向けて、現状の課題、県の取り組みについてご説明し、医療機関の皆様へご協力いただきたい実務についてお伝えすることを目的としています。

本日お伝えしたい内容

- 1 山形県の健診受診率の課題**
- 2 課題に対して県が進める取り組み**
- 3 医療機関の皆様にご協力いただきたい実務**

特定健診（特定健康診査）とは？

生活習慣病に着目して、メタボリックシンドロームや生活習慣病を早期発見・予防するための、年に一度の重要な健康診断です。

対象となる方

40歳から74歳までのすべての保険加入者（国民健康保険など）が対象となります。

主な目的

自覚症状のない段階で生活習慣病のリスクを発見し、発症・重症化（脳卒中や心筋梗塞など）を未然に防ぐこと。

社会的な意義

県民が長く健康に過ごせる（健康寿命の延伸）だけでなく、将来的な医療費の適正化にも直結します。

山形県の成果と、国が定める目標値

山形県の特定健診受診率は、医療機関の皆様の多大なるご尽力により【**全国第1位**】という素晴らしい成果を収めています。

令和6年度 山形県市町村国保受診率

全国 第1位

52.1%

全国の平均値

38.8%

国が定める
受診率の目標値

60.0%

あと7.9%の引き上げが必要

さらなる受診率向上のためには、
ある特定の層へアプローチしなければなりません。

定期的に通院しているが、 特定健診を受けていない方

この方々は、「定期的先生に診てもらっているから大丈夫」と
安心しているため、行政からハガキを送るだけでは
なかなか行動を変えてくれません。

山形県の受診率アップに向けた「2つのアプローチ」

本事業は、以下の**2つの柱（2軸）**で構成されており、
どちらに対しても医療機関様のご協力をお願いしております。

1

医師からの受診勧奨

診察の際、医師から患者様へ直接
「健診を受けましょう」と
お声掛けいただき、
実際の受診行動を促す取り組みです。

2

みなし健診 (情報提供勧奨)

すでに日々の診療で
健診に相当する検査を
十分に行っている方について、
その検査数値を提出いただき
「受診したとみなす」取り組みです。

それぞれの施策は開始時期が異なります。

受診勧奨は年度末まで、みなし健診は2月10日までが実施期間となります。

7月頃～

[通年]

1 医師からの受診勧奨

山形県からポスターとチラシが届きます。診察時に該当する患者様へチラシをお渡しいただき、受診をお勧めいただきます。

11月頃～

[翌年2月10日迄]

2 みなし健診（情報提供勧奨）

山形県から直接通知を受け取った患者様が、書類を持参して来院されます。同意確認の上、診療情報の転記・提出をお願いいたします。

※受診勧奨の終了は所在の市町村の健診期間により異なります。

1

医師からの受診勧奨

患者様の行動を変えるのは、先生のお言葉です

1 なぜ「医師からの声かけ」が重要なのか？

**自分の身体を一番知っている先生が
勧めてくれるなら、受けよう**

通院中の未受診者にとって、

「かかりつけ医」の先生からの直接のお声かけが、
健診へ足を運ぶ最も強い動機付けとなります。

1 ポスターの掲示

なるべく目につきやすいところに掲示をお願いします。

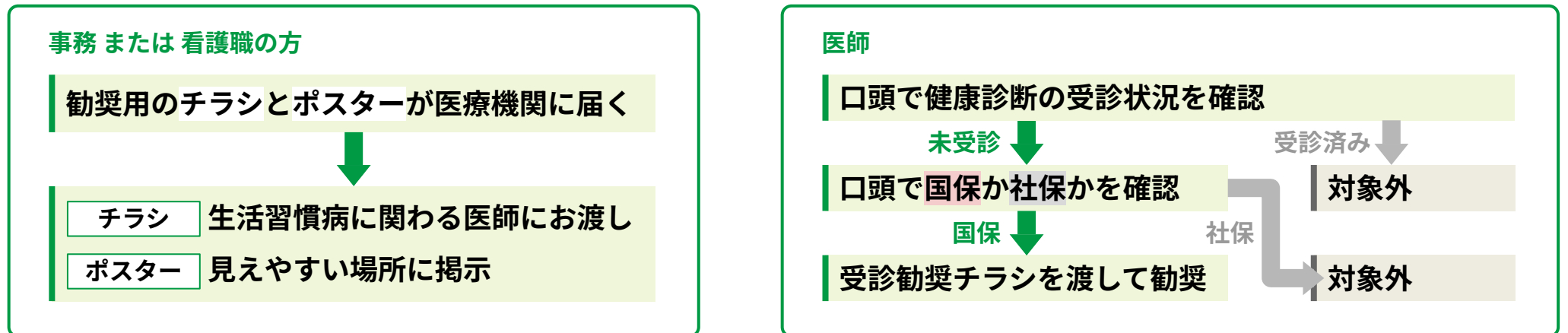
2 受診勧奨チラシの配布

通院中の受診勧奨は、医師から直接手渡しした場合、医師以外から手渡しされた時と比べて

1.3～2倍高い効果^{*}が確認されています。**受診勧奨チラシの手渡しに、ぜひご協力をお願いいたします。**

※第3期横浜市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画

●配布時の流れ



通院中の患者様が健診を受けない理由の多くは「思い込み」にあります。
以下のポイントを意識して患者様にお伝えください。

「通院中の方も、健診の対象です」と伝える

「病院に通っているから自分は対象外だ」と思い込んでいる方が非常に多いです。
通院中の方こそ、合併症予防のためにも普段検査していない項目も含めた定期チェックが必要であることをお伝えください。

無理のない範囲で、ひとこと後押しいただく

診察の最後にチラシをお渡しいただき、「健診の時期ですね、受けておきましょう」など、通常の間診業務の中で可能な範囲でお声かけをお願いいたします。

4 使用する「啓発資材」のコンセプト

医療機関様にお配りするチラシ・ポスターの表面は、患者様の心に直接響くよう以下の工夫を凝らしています。

1 強い推奨メッセージ

「医師である私からも推奨します」と大きく記載し、専門家からの直接のメッセージであることを強調。

2 思い込みの解消

「通院中の方も対象の健康診断です」と明記し、「自分は病院に通っているから不要だ」という誤解を解きます。

3 メリットの訴求

「通常約10,000円かかる健診が、補助適用でお安く受けられる」ことを強調し、心理的なハードルを下げます。

40～74歳の国民健康保険に加入している方へ

**医師である私からも
年に1回の特定健診の
受診を推奨します。**



**特定健診は、
通院中の方も対象の健康診断です。**

山形市の補助で通常 約10,000円の健診が
無料で受診可能です。

詳細は裏面をご確認ください。

山形市 健康増進課 成人保健係 (☎023-616-7272)
山形市以外にお住まいの方は、ご自身の地域の市町村にお問い合わせください。

40～74歳の山形市国民健康保険に加入している方が対象です。

**医師である私からも
年に1回の特定健診の受診を
推奨します。**

通院中の方も年に1回受診しましょう。



普段の通院時の検査とは異なる場合があります。いち早く病気の兆候に気づくことができます。

検査内容	兆候がわかる主な病気
血圧 収縮期血圧 拡張期血圧	高血圧症 動脈硬化症
肝機能 γ-GT AST (GOT) ALT (GPT)	アルコール性肝炎 脂肪肝 肝硬変 胆石症
血中脂質 LDLコレステロール HDLコレステロール 中性脂肪	脂質異常症 動脈硬化症
糖代謝 空腹時血糖 HbA1c 尿糖	糖尿病 糖尿病性腎症
腎機能 尿たんぱく	ネフローゼ症候群 慢性腎臓病

受診期間 **令和8年3月25日(水)まで**

山形市の補助で通常 約10,000円の健診が
無料で受診可能です。

詳細は下記にお問い合わせください。
山形市 健康増進課 成人保健係 (☎023-616-7272)
山形市以外にお住まいの方は、ご自身の地域の市町村にお問い合わせください。

5 詳細スケジュール（医師からの受診勧奨）

本施策は以下のスケジュールで進行いたします。

1 山形県より資材を発送

7月頃

山形県から参加表明をいただいた各医療機関様宛に、専用のポスターと配布用チラシが直接送付されます。

2 配布・お声掛け

各地域の健診期間終了まで

日々の診察の中で、適宜チラシの配布とお声掛けをお願いします。

※自治体により終了時期が異なるため、県のHPより各市町村の健診期間をご確認ください。

3 アンケート実施

10月中旬・2月上旬

実施方法 メールでのWebアンケート

チラシの配布枚数などに関する簡単なアンケート調査を実施いたしますので、ご協力をお願いします。

2

みなし健診（情報提供勸奨）

患者様の負担を減らし、正確なデータを集める仕組み

1 「みなし健診」とはどのような制度か？

保険者には、40歳から74歳の加入者に対して特定健診を実施する義務があります。

一方で、すでに医療機関へ通院し、必要な血液検査や診察を定期的に受けている方は、日々の診療で**特定健診と同等の検査**を行っている可能性があります。

そこで、**日常診療で得られた検査結果のうち、特定健診に必要な項目を満たす診療データを提供いただくことで、特定健診を受診したものとして取り扱う仕組みが「みなし健診」**です。

2 患者様へ送付される「通知資材」の工夫

山形県から送付する通知は、患者様が確実に開封し、医療機関様へ持参するよう様々な工夫を行っています。

1 封筒 開封率を高める朱書き

封筒表面に赤字で「重要なお知らせ」「同意書在中」と記載し、行政からの重要書類として認識させ、破棄を防ぎます。

2 案内文 医療機関様へ配慮した案内

「次回通院時に医療機関へお持ちください」と明記し、かつ「事前に情報提供票を持参する旨を医療機関へご連絡ください」と記載し、窓口での混乱を防ぎます。

令和 6 年 10 月

特定健診の情報提供事業（みなし健診）に関するお願い
次回通院時に、この通知一式を医療機関へお持ちください

あなたのかかりつけと思われる医療機関	医療機関への相談期限
	令和 7 年 1 月 31 日

今年度の特定健診をまだ受診していない方に、検査結果の情報提供をお願いします。情報提供にはご本人様の同意が必要です。この通知に情報提供票を同封していますので、定期的に通院している医療機関にご提出ください。どうかご協力をお願いします。

※情報提供に費用はかかりません。
 ※事前に情報提供票を持参する旨を受診する医療機関へご連絡ください。

情報提供って何？
 通院時に特定健診と同じような検査を受けている場合、その結果をご提供いただくことで、特定健診を受診したとみなすことができる制度です。情報提供いただいた検査結果は、よりよい保健事業の運営や結果に基づくご案内に活用いたします。

なぜ情報提供が必要なの？
 特定健診は国が定めた健康診断です。各市町村は国に受診率を報告する義務があり、受診率が低いと財政を支える交付金が少なくなってしまう可能性があります。情報提供で特定健診を受診したとみなすことによって、受診率向上につながるため、ご協力をお願いします。

情報提供イメージ

事前に情報提供票を持参する旨を受診する医療機関へご連絡ください。

● 受診率向上
 ● 国保加入者の健康増進
 ● 財政の安定 など

※この案内は、今年度の健診の受診を勧誘できていない方にお送りしています。すでに受診・申込済みの方は、行き違いの恐れもございます。

特定健診 質問票 氏名: _____

本人記入欄 事前に以下質問票および裏面の同意書を読み取り、医療機関へお持ちください。
 事前に情報提供票を持参する旨を受診する医療機関へご連絡ください。

1-3) 現在、あかんの薬を使用していますか。

1 a. 血圧を下げる薬	①はい	②いいえ	
2 b. 血糖を下げる薬またはインスリン注射	①はい	②いいえ	
3 c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい	②いいえ	
4 医師から、脂質中(脂蛋白、脂質異常)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい	②いいえ	
5 医師から、心臓病(狭心症、心臓病等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい	②いいえ	
6 医師から、腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析等)を受けていますか。	①はい	②いいえ	
7 医師から、腎臓病といわれたことがありますか。	①はい	②いいえ	
8 現在、たばこを喫煙に当たっていますか。 <small>(①「禁煙」を喫煙に当たっていない者とは、条件1と条件2を両方満たす者である。条件1: 禁煙1年以上経過している。または合計100本以上喫煙している。条件2: 生涯でかつ月単位で喫煙している。または合計100本以上喫煙している。)</small>	①はい(条件1と条件2を満たす) ②以前喫煙していたが、現在は喫煙していない(条件のみ満たす) ③喫煙しない(両方満たす)		
9 20歳の時の体重から、10kg以上増加していますか。	①はい	②いいえ	
10 103分以上の靴下厚をかく運動を週2日以上、1年以上継続していますか。	①はい	②いいえ	
11 日常生活において歩行または昇降の身体活動(1日)1時間以上継続していますか。	①はい	②いいえ	
12 喫煙開始年齢の男性と女性とを比べて早く健康がよいですか。	①はい	②いいえ	
13 食事や飲んで食べる時の回数とどれに比べてはまりますか。	①食べる回数も飲む回数も少ない ②食べる回数も飲む回数も少ないが、飲み物は多い ③食べる回数も飲む回数も少ないが、飲み物は少ない ④食べる回数も飲む回数も少ないが、飲み物は多いが、飲み物は少ない ⑤食べる回数も飲む回数も少ないが、飲み物は多いが、飲み物は多い		
14 人と比較して食べる量が減っていますか。	①はい	②普通	③いいえ
15 就寝前の2時間以内夕食をとることが週に3回以上ありますか。	①はい	②いいえ	
16 朝飯の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない		
17 朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	①はい		
お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒等)を飲む頻度はどのくらいですか。 <small>(①「禁酒」は、1年以上禁酒している者(1年以上の禁酒期間があった者のうち、禁酒1年以上最長期間を指している者)</small>	①毎日 ②週1~4回 ③週1~2回 ④週1~1回 ⑤月に1回未満 ⑥中絶(禁酒していない)		
数日前1日当たりの飲酒量 <small>(日本酒(目分量)1合(約180ml)相当 100ml相当、ビール(目分量)500ml相当(約100ml)、ワイン(目分量)180ml、カシードリンク(目分量)400ml、蒸留酒(目分量)40ml、焼酎(約500ml)、焼酎(約500ml))</small>	①1合未満 ②1~2合未満 ③2~3合未満 ④3~5合未満 ⑤5合以上		
20 朝晩の体重が十分とれていますか。	①はい	②いいえ	
21 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりはあるが、具体的な行動計画がない ③近いうち行動計画が具体的になり、実行しようとしている ④すでに改善に取り掛かっている ⑤すでに改善に取り掛かっているが、効果は不明		
22 生活習慣の改善について、これまでに特定健診指導を受けたことがありますか。	①はい	②いいえ	

特定健診 情報提供票

この情報票として医療機関に提出することになります。
 氏名: _____

フリガナ: _____
 住所: _____
 電話番号: _____

医療機関へお持ちください

医療機関	情報提供票
山形県	山形県健康増進課
山形市	山形市健康増進課
山形県立中央病院	山形県立中央病院健康増進課
山形県立総合医療センター	山形県立総合医療センター健康増進課
山形県立こども医療センター	山形県立こども医療センター健康増進課
山形県立老人医療センター	山形県立老人医療センター健康増進課
山形県立がん医療センター	山形県立がん医療センター健康増進課
山形県立産科医療センター	山形県立産科医療センター健康増進課
山形県立小児医療センター	山形県立小児医療センター健康増進課
山形県立心臓血管センター	山形県立心臓血管センター健康増進課
山形県立脳神経センター	山形県立脳神経センター健康増進課
山形県立皮膚科センター	山形県立皮膚科センター健康増進課
山形県立泌尿器科センター	山形県立泌尿器科センター健康増進課
山形県立消化器科センター	山形県立消化器科センター健康増進課
山形県立呼吸器科センター	山形県立呼吸器科センター健康増進課
山形県立循環器科センター	山形県立循環器科センター健康増進課
山形県立腎臓病センター	山形県立腎臓病センター健康増進課
山形県立糖尿病センター	山形県立糖尿病センター健康増進課
山形県立高血圧センター	山形県立高血圧センター健康増進課
山形県立脂質異常症センター	山形県立脂質異常症センター健康増進課
山形県立心臓病センター	山形県立心臓病センター健康増進課
山形県立脳神経センター	山形県立脳神経センター健康増進課
山形県立皮膚科センター	山形県立皮膚科センター健康増進課
山形県立泌尿器科センター	山形県立泌尿器科センター健康増進課
山形県立消化器科センター	山形県立消化器科センター健康増進課
山形県立呼吸器科センター	山形県立呼吸器科センター健康増進課
山形県立循環器科センター	山形県立循環器科センター健康増進課
山形県立腎臓病センター	山形県立腎臓病センター健康増進課
山形県立糖尿病センター	山形県立糖尿病センター健康増進課
山形県立高血圧センター	山形県立高血圧センター健康増進課
山形県立脂質異常症センター	山形県立脂質異常症センター健康増進課

3 詳細スケジュール（みなし健診）

本施策は以下のスケジュールで進行いたします。

1 山形県より依頼通知を発送

11月下旬頃

山形県がレセプトから対象者を事前に特定し、直接患者様へ通知を送付します。

※対象者抽出や事前の申し込み等、医療機関側のアクションは不要です

2 患者様が書類を医療機関へ持ち込み

12月上旬頃から本格化

11月以降、通知を受け取った患者様が「情報提供票・質問票」を持参して医療機関様へ来院され始めます。

3 情報提供票のご提出

[締め切り] 令和8年12月10日、令和9年1月12日、令和9年2月10日

右記情報提供票一式を
国保連合会までご提出ください。

提出書類一式

情報提供票請求総括票／情報提供票送付書／情報提供票・質問票

※医療機関様からの書類の提出期間は、原則として令和9年2月10日までとなります

4 情報提供票の作成は、業務を分担可能です

医療機関での書類作成業務は、先生と事務スタッフ様で分担して進めていただくことで、負担を最小限に抑えられます。

医師（先生）の役割

- 「医師の総合判断日」「医師の判断」の記載

※医療機関番号は事務スタッフが記載

医師の総合判断日	令和 年 月 日
医師の判断	1.異常なし 2.経過観察 3.要検査 4.要医療 5.治療中
医療機関番号	
医師名	

事務又は看護職の方の役割

- 持参された通知・質問票の受け取りと確認
- 身体測定の実施と記載
- 情報提供票へ「転記」する作業
- 情報提供票一式の送付

5 医師（先生）にお願いする具体的な業務

□ 総合判断の記載

「異常なし」等から当てはまるものに○の記入をお願いいたします。

□ 最終確認と署名

作成された内容を確認し、最後に下部の「医師名」等の記入（ゴム印可）をお願いいたします。

特定健診 情報提供票				
【同意欄（署名）】				
当医療機関で実施した検査結果を、特定健診に準じた結果表として保険者に提供することに同意します。				
令和	年	月	日	氏名
【被保険者情報】医療機関記入欄				
◆赤枠内は記入漏れのないようお願いします。				
保険者番号		フリガナ		
被保険者証 記号・番号		氏名	性別・年齢	男・女 ()歳
受診券整理番号		生年月日	昭和 年 月 日	
【検査結果等】医療機関記入欄				
	項目	検査結果・所見内容など	留意事項	
身体測定	身長		cm	小数点以下1桁まで記載ください
	体重		Kg	
	BMI		Kg/m ²	
	腕囲		cm	
問診・診察	既往歴	1.あり (1.高血圧症 2.糖尿病 3.脂質異常症 4.その他) ※ありの場合は、()内のいずれか1つを選択してください。 2.なし		
	自覚症状	1.あり () ※ありの場合は、()内へ記載ください。 2.なし		
	他覚症状	1.あり () ※ありの場合は、()内へ記載ください。		
医師の総合判断日	令和 年 月 日			
医師の判断	1.異常なし 2.経過観察 3.要検査 4.要医療 5.治療中			
医療機関番号				
医師名				
肝機能検査	ALT (GPT)		U/l	
	γ-GT (γ-GTP)		U/l	
血糖検査 ※いずれか記入	空腹時血糖		mg/dl	空腹時は食後10時間以上です
	随時血糖		mg/dl	随時は食後3.5時間以上10時間未満です
	HbA1c (NGSP)		%	小数点以下1桁まで記載ください
尿検査	尿糖	- ± + ++ +++)		3+以上は+++を選択ください
	尿蛋白	- ± + ++ +++)		
検査未実施の理由	1.生理中 2.腎疾患等の基礎疾患があるため尿尿検査を有する 3.その他			
追加検査	血清クレアチニン		mg/dl	結果がある場合、記載ください
医師の総合判断日	令和 年 月 日			
医師の判断	1.異常なし 2.経過観察 3.要検査 4.要医療 5.治療中			
医療機関番号				
医師名				

7 医療機関様での「事務処理」の流れ

対象者が書類を持参された際の、提出までのステップです。

(詳細は手順書及びマニュアルをご参照ください)

1 確認と同意

国保資格・書類の持参確認、特定健診の受診状況の確認、身体測定の実施、質問票の記入漏れ確認後、同意欄へご署名をいただきます。

2 情報提供票の作成

前述の通り、先生と事務スタッフ様で分担し、直近の検査結果等を転記・記載し情報提供票を完成させます。

3 総括票・送付書の作成

山形県のHPから「情報提供票請求総括票」と「情報提供票送付書」をダウンロードし、作成します。

4 毎月10日までに提出

作成した書類を月ごとに取りまとめ、**翌月10日までに**国保連合会へ郵送等でご提出いただきます。

※今年度分の最終提出締め切りは令和9年2月10日です。

本施策ご協力のお願いと、情報提供料について

本施策は、山形県の健康課題解決のために医療機関の皆様のお力添えをお願いするものです。通常診療のなかでお手数をおかけし恐縮ですが、みなし健診に係る書類作成等へのご協力に対し、情報提供料をお支払いいたします。

情報提供 1件あたり (税込)

▼
2,750円

お支払いについて

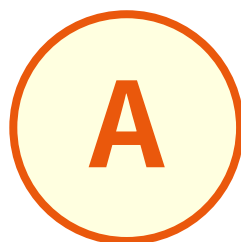
書類をご提出いただいた月の翌月末日までに、診療報酬振込先として届出されている口座にお振り込みいたします。

先生方におかれましては、
何卒本施策の趣旨をご理解いただき、
ご協力のほどお願い申し上げます。



**検査項目に欠損があったら、
追加で検査を実施する必要がありますか？**

足りない項目を埋めるために、
わざわざ追加で採血などを行うのは医療機関としても
患者様としても負担なのですが。



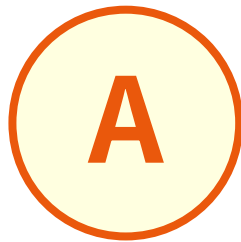
いいえ、追加検査は【不要】です。

山形県にて事前にレセプトを分析し、
「必要な検査項目を全てすでに実施している方」のみを
対象に抽出して通知を送付しているため、追加検査が必要
になることは想定されません。



**特定健診と「みなし健診」が重複した場合、
情報提供料は支払われないのでしょうか？**

患者様がすでに市町村の特定健診を受けていたことが後日にわかった場合、
せっかく書類を書いても無効になってしまいますか？



重複した場合でも、情報提供料はお支払いいたします。

情報提供いただいた作業分につきましては確実にお支払いいたします。
ただし重複を防ぐため、
患者様が来院された際に「市町村の健診は受けていませんか」と
事前にご確認をいただきますようお願いいたします。

本事業へのご参加は、下記2つの方法、いずれからお申し込みいただけます。

1

Web申し込み

やまがたe申請

e申請のキーワード検索画面から「特定健診通院者対策」で検索可能

2

連合会宛FAX

参加申込書

申込書は医師会から各医療機関へ送付済み

※紛失の場合は下記、県庁HPよりダウンロード可能

**ご協力のほど、
よろしくお願いいたします。**

医療機関の皆様の取り組みが、山形県の未来の健康を支えます。

**本事業に関する
お問い合わせ先**

山形県健康福祉部 健康福祉企画課

TEL: 023-630-3418

山形県国民健康保険団体連合会 事業推進課保健事業係

(請求支払や情報提供票内容について)

TEL: 0237-87-8002